

防衛省共済組合市ヶ谷会館所属所契約職員採用試験のお知らせ

【募集職種及び採用予定人数】

調理部（洋食担当） 1名

【応募資格】

調理師免許取得者または取得見込者

ただし、次のいずれか一に該当する者は受験できないものとする。

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (4) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身衰弱を原因とするもの以外）

【採用予定日】

令和6年4月1日

【試験内容】

- 1 筆記試験（作文）
- 2 実技試験
- 3 個別面接試験

【試験日（予定）】

筆記試験及び実技試験 令和5年12月下旬

面接試験 令和5年1月中旬

【試験地】

防衛省共済組合市ヶ谷会館所属所

【応募手続】

1 応募申込

次に掲げる書類を、令和5年11月18日（土）～令和5年12月15日（金）の間に特定記録郵便、簡易書留又は一般書留の郵便物として申込先に郵送してください（郵送のみ受付）。

書類選考の結果、合格者に対して採用試験の案内を通知します。
郵送された書類の返却はいたしません。選考後は責任を持って破棄させていただきますので、ご了承ください。

【郵送書類】

- ① 履歴書（任意書式）
- ② 職務経歴書（任意書式）

※ 令和5年12月15日（金）必着

2 申込先・問い合わせ先

防衛省共済組合市ヶ谷会館所属所 総務部総務課人事係
〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町4-1
(TEL 03-3268-0430)

【その他】

受験に関する連絡事項等について、ホテルグランドヒル市ヶ谷ホームページの採用情報を随時更新しますので、必ずご確認下さい。

防衛省共済組合市ヶ谷会館所属所及び防衛省共済組合市ヶ谷会館所属所職員の概要

1 防衛省共済組合市ヶ谷会館所属所の概要

防衛省共済組合は、防衛省職員等やその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資するため、防衛省職員等の相互救済の事業を行うことを目的として、国家公務員共済組合法の規定に基づき設けられているものであり、市ヶ谷会館所属所は、市ヶ谷会館を管理運営する防衛省共済組合唯一の単位所属所です。

市ヶ谷会館は防衛省に隣接し、全国各地の防衛省共済組合員及びその家族等の総合福利厚生施設として重要な役割を担い、宿泊室197室、宴会場17室、チャペル、神前挙式場、美容室、写真室、コスチュームサロン、レストラン等を備える総合ホテルであり、JR、私鉄合わせて4本が乗り入れる市ヶ谷駅からも徒歩3分と交通の便が良く、「ホテルグランドヒル市ヶ谷」という愛称で知られています。

防衛省共済組合市ヶ谷会館所属所職員は、防衛省共済組合に使用される者で、約80人が在籍しています。

2 所属所職員の概要

(1) 採用後の主な仕事

防衛省共済組合市ヶ谷会館所属所は、市ヶ谷会館の運営を行っており、採用されると、市ヶ谷会館において次の仕事に従事することになります。

◆ 調理部（洋食担当）

(ア) 洋食調理に関すること

(イ) その他特命事項に関すること。

当館レストラン、宴集会及び婚礼で提供する洋食の調理に従事していただきます。

(2) 採用後の身分

防衛省共済組合契約職員として採用されます。

◆ 給与

● 経験、学歴によって異なりますが、初任給は次の通りです。

* 216,452円～222,960円（超過勤務手当30時間相当額を含む。）

* 昇給 契約更新時に経験を踏まえて給与額を更改する（ただし、222,960円を上限）。

● 諸手当

* 扶養手当

扶養親族のある者に、配偶者月額6,500円等

* 住居手当

借家居住者等に、月額最高28,000円

* 通勤手当

交通機関等利用者に、1か月あたり最高55,000円

* 期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）

1年間に俸給などの4.5か月分（令和5年度見込み）

※ 支給額は勤務成績、基準期間における勤務日数等により変動します。

* その他の手当

超過勤務手当（超過勤務時間30時間を超える分）等

◆ 勤務地

防衛省共済組合市ヶ谷会館所属所

東京都新宿区市谷本村町4-1

◆ 勤務日及び勤務時間

勤務日：シフト制（休養日等9～11日／月）

勤務時間：勤務時間

8時間45分（休憩60分）

* 休暇には、年20日の年次休暇（4月1日採用の場合、採用の年は15日）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季・結婚・出産・忌引等）、介護休暇があります。

◆ 雇用期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

* 採用後、1年毎の期間で更新する場合があります（更新は勤務成績、勤怠状況等による）。更新の結果雇用期間が継続して5年間を超える場合には無期契約職員へ転換することが可能です。

* 契約職員及び無期転換職員の定年は65歳です。

- ◆ 健康管理
定期的に健康診断が行われています。

- ◆ その他
雇用保険及び労災保険に加入します。